

## 短期入所生活介護(ショートステイサービス)ご利用のご案内 (重要事項説明書)

このたびは、コスモスセンターの短期入所生活介護サービスをご利用いただき、誠にありがとうございます。

契約に先立ちまして、提供されるサービスの内容、利用料金、施設の概要等について次のとおりご説明いたします。

コスモスセンターからのご説明が終わった後、下記の所定らんに記名捺印のうえ、1部をコスモスセンターにご提出下さい。

目次		ページ
1. 提供するサービスの内容とご利用にあたっての留意事項	……	2
2. 利用料金	……	4
3. ご利用の申込み・ご契約について	……	5
4. ご利用の中止、変更、追加	……	6
5. 契約の更新・終了について	……	6
6. ご利用施設の概要	……	7
7. 職員の体制	……	8
8. 苦情の受付について	……	9
9. 社会福祉法人上溝緑寿会のご紹介	……	10
別紙. 短期入所生活介護(ショートステイサービス)料金表		

令和 年 月 日

指定居宅サービス契約の締結にあたり、この説明書により重要事項を説明しました。

(事業者) 所在地 相模原市中央区上溝5423番地5  
事業者名 社会福祉法人 上溝緑寿会 コスモスセンター  
説明者名 大瀧 智子 印

指定居宅サービス契約の締結にあたり、この説明書のとおり説明を受け、同意し、交付を受けました。

(利用者) 住所  
氏名 印

(身元保証人) 住所  
氏名 印

## 1. 提供するサービスの内容とご利用にあたっての留意事項

### (1) 介護保険の給付対象となるサービス

#### ①介護サービス

介護サービスは、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立支援と生活の充実に資するよう適切な技術をもって行います。

##### ア. 入浴・清拭

- ・ 1週間に2回以上、適切な方法により、利用者を入浴させ、または清拭します。
- ・ 寝たきりの状態でも機械浴槽を使用して入浴することができます。

##### イ. 排泄介助

- ・ 利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について援助を行います。
- ・ おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつ介助を適切に行います。

##### ウ. その他

- ・ 前記各項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行います。

#### ②食事サービス

利用者のお食事は、管理栄養士が栄養並びに利用者の身体の状態および嗜好を考慮した献立を立て、適切な時間に適温で提供します。

ご利用者のお食事は、ご本人の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行います。

※お食事時間は以下のとおりです。

朝食 7:30 ～ 8:30 昼食 12:00 ～ 13:00 夕食 18:00 ～ 19:00

#### ③健康管理サービス

看護師と協力病院の医師が、健康管理を行います。予防接種等は別途料金がかかります。

#### ④相談および援助

サービス内容その他介護保険等の手続き等、お気軽にご相談ください。ご利用者・ご家族様の状況に応じてご相談に応じるとともに、必要な助言等お手伝いいたします。

## (2) その他のサービスの提供

### ①レクリエーション・クラブ活動

教養娯楽設備を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事の他、個々の趣味に合ったクラブ活動を行います。（材料代の実費をいただきます）

### ②その他

○理美容サービス / ○個別のご希望等による外出の送迎等

## (3) 短期入所生活介護サービス利用にあたっての留意事項について

### ① 初回申込の際には、治療中の疾病や既往症について、ご確認させていただきます。

**感染力の強い疾病に罹患している場合には、その疾病が完治するまで、ご利用を中止させていただきますことがございます。感染症の疑いがある場合は、かかりつけ医師への受診や利用の延期をお願いすることがございますのであらかじめご理解下さいますようお願いいたします。**

### ② 利用時の健康チェックにより、**体温及び血圧等が平常時と比べ、特変があると判断される場合は、ご本人に説明の上、入浴サービスの中止など、サービス内容を変更する場合があります。**

### ③ 指定短期入所生活介護サービスのご利用中は、**ご自宅との環境の違いから「思わぬ転倒」や、「体調の急変」などが起こることも考えられます。**その際は速やかにご家族にご連絡し、コスモスセンターにお越しいただくこともございますので、あらかじめ緊急連絡先をお教え下さい。また、状況により、救急車で対応させていただくことがございますのであらかじめ、ご了承下さい。

### ④ コスモスセンターでは、集団風邪や皮膚疾患などの感染症の予防対策には十分に気を付けておりますが、**施設内で感染症が発生した場合には、感染の恐れがなくなるまでサービス提供を一時休止する場合があります。**

### ⑤ ご利用の際には、多額の現金・貴重品やアルコール類の持ち込みは、ご遠慮下さい。

**※医療機関での緊急受診の際の手続き、主治医からの病状・治療方針の説明はご家族をお願いすることになりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。**

#### (4) 身体拘束の廃止について

コスモスホームでは、サービス提供にあたり身体的拘束その他契約者の行動を制限する行為は行いません。

しかしながら、個別の状況により、契約者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合、必要最低限の行動を制限する措置を取らざるを得ない場合がございます。

その際には、行動制限の手段、内容、期間等について、契約者及びその身元保証人、ご家族にあらかじめ十分に説明します。また、事前の説明が間に合わなかった場合であっても、事後直ちに説明を行います。また、できるだけ早期に行動制限の措置を解除するべく、ご本人様、ご家族様にご相談させていただきながら、ケアプラン等を見直してまいりますので、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

#### (5) 損害賠償等について

##### ① 損害賠償について

コスモスセンターにおいて、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、コスモスセンターは速やかにその損害を賠償いたします。

但し、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者のおかれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

##### ② 傷害保険について

ショートステイ利用者についての傷害保険に加入しておりますので、損害賠償責任の有無に係わらず、利用中にケガをされた等により、入院・治療が必要となった場合には、傷害保険給付の対象になる場合があります。詳しくは職員におたずね下さい。

## 2. 利用料金

#### (1) 利用料金表

ご利用料金は、別紙の「短期入所生活介護(ショートステイサービス)料金表」をご覧ください。

#### (2) 利用料の減額措置について

一定の所得要件に該当する方は、市町村に申請することにより、『**補足給付制度**』の適用を受けることができます。この場合、認定内容により、料金表の第1～第3段階の料金に減額されます。また、1ヶ月の1割負担の総額により、市町村より『**高額介護サービス費等の支給**』がある場合があります。

このほかに『**社会福祉法人による利用者負担の軽減制度**』、『**高齢夫婦世帯などの居住費・食費の軽減措置**』があります。

また、生活保護対象となる方には、『**介護扶助**』制度が利用できます。  
詳しくは担当のケアマネージャー・生活相談員までお尋ね下さい。

### 3. ご利用の申し込み・ご契約について

#### (1) 利用申し込み(ご予約)の手続き

ご利用の申し込み(予約)は、原則として、ご契約者の担当介護支援専門員(ケアマネージャー)または地域包括支援センター職員から、電話あるいはFAX連絡により、ご連絡下さい。

介護者の急病等、緊急の利用が必要で担当介護支援専門員または、地域包括支援センター職員と連絡がつかない場合は、直接コスモスセンターまで、ご連絡下さい。確認が必要な事項は、コスモスセンターからご連絡します。

**ご連絡先電話番号 042-768-1801(代表)**

**「ショートステイ担当相談員」とご用命ください**

#### (2) ご契約手続き

ご契約手続きは、初回利用時までをお願いいたします。その際は、ご印鑑、介護保険被保険者証が必要です。

また、利用料お支払いのための口座振替依頼書をご提出いただく場合は、口座番号の記入と銀行または郵便局の届出印の押印が必要です。

(口座振替依頼書につきましては、コスモスセンターのその他のサービスをご利用いただいている場合でもその都度利用口座確認のため、再度ご提出いただいています。)

- ①契約者が、疾病等により医療機関に入院する場合の入院申込手続
- ②利用契約が終了した場合、契約者の身柄の引取りまたは転居先の確保
- ③契約者がご逝去された際のご遺体の引き取り、慰留金品等の処理に関する手続
- ④上記のほか、契約者の身上に関する必要な措置

#### (3) ご利用の際には

ご利用の際には、ご利用の確認印あるいはサインをいただきます。

## 4. ご利用の中止、変更、追加

短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、追加をご希望の場合は、できるだけ前日までにコスモスセンターまでご連絡下さい。また、**担当の介護支援専門員または、地域包括支援センター職員にもご連絡願います。**

なお、変更、追加の場合は、予約状況によっては、ご希望に添えないこともありますのでご了承願います。

## 5. 契約の更新・終了について

### (1) 契約の更新

契約の有効期間は、契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の7日前までにご契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

### (2) 契約の終了

以下のような事由に該当する場合、契約は終了します

- ①契約者が死亡した場合
- ②要介護認定により、契約者の心身の状況が自立と判定された場合
- ③事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由によりホームを閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供が不可能になった場合
- ⑤コスモスホームが介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下(3)）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下(4)）

### (3) ご契約者からの解約・契約解除の申し出

ご契約者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、契約者は契約終了を希望する日の7日前までに事業者へ通知するものとします。

但し、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院した場合
- ③ご契約者に係る居宅サービス計画（ケアプラン）または、介護予防サービス・支援計画表（介護予防プラン）が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所生活

介護サービスを実施しない場合

- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者が契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

#### (4) 事業者からの解約・契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

## 6. ご利用施設の概要

### (1) 事業所・管理者名等

事業所名	社会福祉法人上溝緑寿会 コスモスセンター ※介護保険事業所名は、この名称に統一していますが、通常は、老人福祉法上の名称である『特別養護老人ホーム コスモスホーム』を使用しています。
所在地	〒252-0243 相模原市中央区上溝5423番地5 TEL 042-768-1801(代表) FAX 042-768-1665
事業所番号	指定介護老人福祉施設 神奈川県 1472600020号(平成12年1月11日指定)
管理者氏名	鎌田慎司(コスモスホーム施設長)
運営方針	生活支援施設として、専門スタッフが一人一人の利用者を見つめたサービスを提供します。

## (2) 居室等の概要

- ① 定員数 ・入所 62名  
 ・ショートステイ 8名（月間平均利用数の上限）
- ②居室・設備等は、厚生省が定める基準に従っております。

### ※主な居室等の概要

居室の種類	室数			備考
	1F	2F	3F	
個室（1人室）		5	5	各部屋ともトイレ、洗面台付です。 ショートステイ用の床室も含まれます
2人室		9	9	
4人室		3	3	
食堂		1	1	
テイルーム		1	1	
浴室		2	2	2, 3Fにそれぞれ一般浴室と機械浴室各1
医務室	1			

## 6. 職員の体制

職種	常勤職員	契約職員	備考
管理者	1名		コスモスホーム施設長
介護支援専門員	1名		
生活相談員	1名		ショート兼務
ワーカー(介護職員)	16名	13名	
看護師	3名	2名	
管理栄養士	1名		
調理員	3名	8名	
事務その他	3名	10名	
嘱託医師等		2名	内科1 精神科1



## 8. 苦情の受付について

### (1) 苦情の受付

コスモスホームに対する苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

苦情受付窓口 (担当者)	コスモスホーム施設長 鎌田 慎司 (かまたしんじ)
受付時間	毎週月曜日～金曜日 8:30～17:30
電話番号等	TEL 042-768-1801 (代表) FAX 042-768-1665

※社会福祉法人上溝緑寿会苦情解決第3者委員連絡先

谷口優子(弁護士) 住所 〒252-0239 相模原市中央区中央 3-14-12 山久第1ビル  
10階

弁護士法人谷口綜合法律事務所市役所前事務所

Tel 042-769-2299 Fax 042-769-1369

### (2) 行政機関その他苦情受付機関

相模原市健康福祉 局地域包括ケア推 進部 福祉基盤課	所在地	〒252-5277 相模原市中央区中央 2-11-15
	電話番号	電話 042-769-9226 FAX 042-759-4395
	利用時間	8:30～17:00 (土日祝祭日 年末年始は除く)
神奈川県国民健康 保険 団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地	〒220-0003 横浜市西区楠木町 27-1
	電話番号	045-329-3447 FAX 0570-022110 《苦情専用》
	利用時間	8:30～17:15 (土日祝祭日、年末年始を除く)

## 9. 社会福祉法人上溝緑寿会の概要

法人名	社会福祉法人 上溝緑寿会（かみみぞりよくじゅかい）		
代表者名	佐藤 和 夫（さとう かずお）		
所在地	相模原市中央区上溝5423番地5		
電話番号	042-768-1801	FAX 番号	042-768-1665
実施事業	<p><b>1.社会福祉法人上溝緑寿会 コスモスセンター(上溝 5423 番地 5 号)</b>          【介護保険事業】居宅介護支援事業          短期入所生活介護（ショートステイ）事業          介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）</p> <p><b>2.軽費老人ホームケアハウス コスモスハウス</b></p> <p><b>3.受託事業</b>          ①上溝地域包括支援センター(相模原市委託事業)          ②訪問給食サービス(相模原市社協委託事業)</p> <p><b>4.グループホーム秋桜(中央区上溝 3172 番地 1)</b>          【介護保険事業】認知症対応型共同生活介護（グループホーム）</p> <p><b>5.認知症デイサービス 秋桜(中央区上溝 3172 番地 1)</b>          【介護保険事業】認知症専用型小規模通所介護</p> <p><b>6.相模原市指定管理受託施設</b>          ①相模原市星が丘デイサービスセンター(中央区星が丘 4 丁目 9 番 14 号)          【介護保険事業】通所介護          ②星が丘地域包括支援センター(相模原市委託事業)</p> <p><b>7.ずっと我が家 上溝本町(上溝6丁目2番22号)</b>          【介護保険事業】短期入所生活介護（ショートステイ）事業          ※訪問介護（ホームヘルプ）事業          ※通所介護（デイサービス）事業          上記（※）の2事業については、ずっと我が家上溝本町開設に伴い、コスモスセンターより移転しました。</p>		